

基本報酬のいわゆる「その他」を算定している場合に、算定しない加算
(H30 介護報酬改定)

○介護保健施設サービス

注 17 イ(4)又はロ(4)を算定している介護老人保健施設については、注 5、注 6 及び注 16 並びにニからへまで、チからヲまで、ヨ、レ及びナからムまでは算定しない。

- 注 5 短期集中リハビリテーション実施加算
- 注 6 認知症短期集中リハビリテーション実施加算
- 注 16 在宅復帰・在宅療養支援機能加算
- ニ 再入所時栄養連携加算
- ホ 入所前後訪問指導加算
- へ 退所時等支援等加算
- チ 低栄養リスク改善加算
- リ 経口移行加算
- ヌ 経口維持加算
- ル 口腔衛生管理体制加算
- ヲ 口腔衛生管理加算
- ヨ かかりつけ医連携薬剤調整加算
- レ 所定疾患施設療養費
- ナ 地域連携診療計画情報提供加算
- ラ 褥瘡マネジメント加算
- ム 排せつ支援加算

○ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

注 18 (1)(四)又は(2)(四)を算定している介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、注 5、注 10 及び注 11 は算定しない。

- 注 5 個別リハビリテーション実施加算
- 注 10 重度療養管理加算
- 注 11 在宅復帰・在宅療養支援機能加算

○ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

注 14 (1)(四)又は(2)(四)を算定している介護老人保健施設については、注 4 及び注 7 は算定しない。

- 注 4 個別リハビリテーション実施加算
- 注 7 在宅復帰・在宅療養支援機能加算